

蒲郡市特殊業務及び専門業務等の私人業務委託に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、専門的な能力若しくは知識又は特殊な能力若しくは知識を必要とする業務において、職員が業務を直接処理することが困難な業務（以下「専門的業務」という。）について、業務を円滑に推進するため、特殊な能力若しくは知識又は専門的な能力若しくは知識を有する私人へ業務委託する場合に必要な事項を定めるものとする。

(私人委託)

第2条 私人へ委託する専門的業務の範囲は、前条の目的に適合するもので必要の都度市長が別に定める。

(私人の公募)

第3条 専門的業務を私人に委託しようとするときは、広報がまごおり等により受託を希望する私人を公募しなければならない。

2 委託しようとする私人は、応募私人の内から面接その他の方法により選考する。

(契約の方法)

第4条 専門的業務の委託契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第84号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

(委託契約)

第5条 専門的業務に係る委託金額は、専門的業務の遂行における公正及び的確な処理の確保のため、蒲郡市が委託金額を算定するものとし、算定された委託金額で第3条第2項の規定により選考された私人と業務委託契約を締結するものとする。

2 委託金額の算定にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げることを目的に算定しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 私人に対しては、専門的業務遂行において知り得た秘密を、業務委託期間及び委託契約終了後も他に漏らさないことを業務委託契約締結の条件としなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか契約について必要な事項は、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。